

秘

僅寫

内務省

事務官

警務課長

警保局長

昭和一九二〇、二六  
於内務省第一會議室

警察部長懇談會質疑要旨

(國定規格 B5 列)

13

警察局長懇談會質疑要旨

（昭和五年一月一日）

257

内務省

警察局長懇談會質疑要旨

（昭和五年一月一日）

警察局長

大政翼賛會ノ地方組織ニ付テハ過般ノ地

方長官會議ニ於テモ議論ノ中心トナワタテ

アルガ結局當々ノ間支部長ヲ置カス 五名乃至十名

ノ常任委員ヲ選任シテ具体的ナ發足ヲスルコトト

ナワタ

之ニ関シ昨日事務總長ノ有馬伯ヨリ次ノ四ツノ標

（國定規格 B5 判）

公團の報告書等送附の件

一、労働組合の組織及び活動の調査  
二、労働組合の組織及び活動の調査  
三、労働組合の組織及び活動の調査  
四、労働組合の組織及び活動の調査  
五、労働組合の組織及び活動の調査  
六、労働組合の組織及び活動の調査  
七、労働組合の組織及び活動の調査  
八、労働組合の組織及び活動の調査  
九、労働組合の組織及び活動の調査  
十、労働組合の組織及び活動の調査

労働組合の組織及び活動の調査

内務省

準ニヨリ常任委員ノ選任方ニ関スル依頼状が長  
官宛ニ發送サレタ次第デアル

一、嚴正公平ニシテ革新的意識ニ燃工實行力ア  
ルモノ

二、道府縣内ニ常住シ常時本運動ニ當リ得ルモノニ  
シテ政治犯ヲ除キ前科ノナキモノ

三、政治團體ニ所屬セサルモノ

(固定規格 B5 列)

Handwritten text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is mostly illegible due to fading and bleed-through.

内務省

4. 階級對立的團體ニ所屬セザルモノ

即チ以上ノ四點ヲ基準トシテ十名以上ヲ選考推薦

願ヒ其ノ内ヨリ五名乃至十名ヲ中央本部ヨリ正式ニ

委嘱スルコトナル

隨ワテ知事ノ推薦者以外ノ者カラ常任委員務ガ

委嘱セラルル場合ハナイ

而シテ知事ハ勿論委員ノ一人トナル譯テアルカ

同時ニ知事ハ常務委員會ヲ主裁スル地位ヲ與  
 へラルルコトナツタ  
 之ノ點ハ地方長官ヲ以テ支部長トスル案ニ相  
 當ノ難色ガアツタ點ト比較シテ可成ノ飛躍テア  
 ルガ之ハ内務大臣ト有馬伯ノ盡力ノ賜テ近衛總  
 裁ト直接交渉シテ統裁ヲ經テ了ル  
 尚次官通牒ニヨリ選考基準ノ補捉的説明ヲ

内務省

(國定規格 B5 判)

内務省  
 知事ハ常務委員會ヲ主裁スル地位ヲ與  
 へラルルコトナツタ  
 之ノ點ハ地方長官ヲ以テ支部長トスル案ニ相  
 當ノ難色ガアツタ點ト比較シテ可成ノ飛躍テア  
 ルガ之ハ内務大臣ト有馬伯ノ盡力ノ賜テ近衛總  
 裁ト直接交渉シテ統裁ヲ經テ了ル  
 尚次官通牒ニヨリ選考基準ノ補捉的説明ヲ

九  
六  
五  
四  
三  
二  
一

内務省

レタ次第テアルガ即チ政治犯中ニハ治安維持法  
違反及選挙違反ノ兩者ハ政治犯中ニ含マレサ  
ル義テアルカラ左様御了承ヲ願ヒタイ但シ選挙  
違反テモ復権セル者ハ此ノ限テハナイ  
更ニ参考迄ニ申上グレバ常任<sup>務</sup>委員ノ年齢ハ四  
十台以下トノ主張が大政翼賛會方面ニ強カ  
クツテアツカ此ノ點ニ関シテハ可成執拗ナ

(規定規格 NS 列)

解黨ノ上ハ現年  
ナツテ居ルノテ之ニ所屬セル者テ適材カ在レハ  
推薦セラレタシ  
解黨セザル際ハ勿論問題ハナイカ離黨シテ地  
折衝ヲ繰リ返シ之ヲ取止メタ  
次ニ政治團體ニ所屬セザルモノトノ觀點カラ問題  
ニナルノハ大日本青年黨ト東方會トノ二ツテアル  
カ兩者ハ本月二十日カラ二十三日迄ニ解黨スル筈ニ  
ナリ

内務省

折衝ヲ繰リ返シ之ヲ取止メタ  
次ニ政治團體ニ所屬セザルモノトノ觀點カラ問題  
ニナルノハ大日本青年黨ト東方會トノ二ツテアル  
カ兩者ハ本月二十日カラ二十三日迄ニ解黨スル筈ニ  
ナリ

(國定規格 B5 9)

内務省

方支部ノ為盡力セントスル者が在レハ差支ナイ  
 推薦ノ數ハ前叙ノ通 十名以上願ヒ度イ其ノ  
 内カラ五名乃至十名ヲ選任スルハテアルカラ 知  
 事ヨリノ推薦者全部ガ委囑サレルトハ限ラナイ  
 依而推薦書ノ備考ニ順位テモ附シテ貫ハバ知  
 事ノ氣持ヲ反映サセルコトニ大イニ役立ツト思フ  
 又甲クラス乙クラス等ニ別ワテモ 本月末迄ニハ

(固定規格 B5 列)

Handwritten text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is mostly illegible due to fading and the quality of the scan.

内務省

田答セラレタイ

千葉縣 東方會、大日本青年黨、解黨ハ新聞

等テ承知シテ良イカ 其レトモ確認ニ付テ何等カ

ノ指示テモスルカ

警保局長 當方テ判ツタ際ハ通知スル

愛知縣 常務委員ノ詮衡ニ付警保局ハ大政翼

賛會ニ對シ如何ナル程度ニ發言權ヲ有スルヤ

(固定規格 B5 列)

順位等ヲ付シ返シテ妙ナ關係ニ陷ル懸念ハナ

イカ

警保局長 選任ニ関シテハ地方長官ノ意嚮ヲ極

力尊重シ慎重ヲ期ス様連絡スル

保安課長 順位ヲ附スルニ付憂慮スヘキ事情ガア

レハ付ケヌテモ勿論差支ナイ

愛知縣 十名ノ推薦ニ對シ十名ノ委嘱ガアレハ幸

7

(國定規格 B5 列)

ヒダガ八名、七名ノ委囑ニ止マル際ハ事前ニ長官宛連絡アリヤ

警保局長 長官ノ意見ハ最大限ニ尊重スル様連絡スル

山形縣 詮衡條件ノミヲ固執シテ選出スル時ハ縣會トノ關係ガ圓滑ニ行カスト思フ 多少方針ハ曲ケテモ差支ナキヤ

(國定規格 B5 列)

警保局長 不可 長官ト審議サレタシ

内務省

福島縣 大日本青年黨本部ヨリ 橋本黨領ノ名ヲ

以テ本黨ハ政治團體ニ非ズ、皇政翼賛ノ思想團

体ナルヲ以テ参加ヲ拒否セラレタル場合ハ断乎反對

セヨトノ秘密指令アリ偽裝思想團體ト思料セラルル

カ如何ニスヘキヤ

警保局長 政治團體カラ思想團體ニ看板ヲ變ヘタ場

(固定規格 B5 列)

12  
岩手縣 常任委員丈テナク幹事參與等ノ職制シ  
示セラレタリ  
福島縣 思想團體等ニ變ワタガ為ニ實際取締トシ  
テハ益々困難トナル 依而之ニ對スル方針ヲ決定指  
示セラレタリ  
合ハ一應解黨セルモノトシテ推薦スル事モ已ムヲ  
得ナイト思フ 優秀分子ガアレバ取上ケテ然ルベキ  
モノト考ヘル  
内務省  
附設課 又日本...  
...

岩手縣 常任委員丈テナク幹事參與等ノ職制シ  
示セラレタリ  
福島縣 思想團體等ニ變ワタガ為ニ實際取締トシ  
テハ益々困難トナル 依而之ニ對スル方針ヲ決定指  
示セラレタリ  
合ハ一應解黨セルモノトシテ推薦スル事モ已ムヲ  
得ナイト思フ 優秀分子ガアレバ取上ケテ然ルベキ  
モノト考ヘル  
内務省

(固定規格 135 列)

内務省

設ケ委員ノ下ニ置クト氣ガ收マルト思フ

山形縣 常住ノ意如何、轉任ハ當然豫想セラルルモ

二三年位居ル新聞社ノ支局長ノ如キハ常住ノ範

疇ニ入ルヤ

保安課長 常住ト解ス

岐阜縣 地方ノ協力會議ハ何時頃出來ルカ

警保局長 具体的ニ見透シハ付カヌ

13

(國定規格 B5列)

岐阜縣 警保局長ノ見解ニ對シテ、地方ノ協力會議ハ何時頃出來ルカ

岐阜縣 警保局長ノ見解ニ對シテ、地方ノ協力會議ハ何時頃出來ルカ

岐阜縣 警保局長ノ見解ニ對シテ、地方ノ協力會議ハ何時頃出來ルカ

岐阜縣 警保局長ノ見解ニ對シテ、地方ノ協力會議ハ何時頃出來ルカ

岐阜縣 警保局長ノ見解ニ對シテ、地方ノ協力會議ハ何時頃出來ルカ

岐阜縣 警保局長ノ見解ニ對シテ、地方ノ協力會議ハ何時頃出來ルカ

山形縣 地方協力會議ハ結局縣會ト置キ變更ルモノ

ナリヤ

警保局長 然ラズ別個ノモノナリ

青森縣 警署ノ達知スル範圍ハ直接正面カラテ

ナイト云フガ然ラバ幹事會ト云フ様ナモノデモ造

リ其ノ内ニハ入ルカ

保安課長 各府縣ニ於テ夫々ノ實情ニ即シテ決定

14

山形縣 地方協力會議ハ結局縣會ト置キ變更ルモノ  
青森縣 警署ノ達知スル範圍ハ直接正面カラテ  
ナイト云フガ然ラバ幹事會ト云フ様ナモノデモ造  
リ其ノ内ニハ入ルカ  
保安課長 各府縣ニ於テ夫々ノ實情ニ即シテ決定

スル趣旨ト思フ長官中心ニ御相談ノ上處理セ

ラレタイ

防犯課長 選挙法改正審理ノ進行状況ニ付テ現

行選挙法ハ大正十五年、昭和九年、兩度ノ改正

ヲ經テ現在ニ至ル

目下内務省、法制局ヲ起案廳、司法省、企劃

院ヲ合議廳トシテ審理中ナルカ先般一應ノ要

綱試案が纏ワタノテ紹介スル先ヅ改正要點ハ

一、選挙区 二、議院定數 三、候補者制度

四、選挙運動

一、現行ノ謂所中選挙区ヲ改メ府縣單位ノ大選

挙区ニ改ム

二、現本議員定數四十六名ヲ、三〇名程度トス

三、現在自由立候補制度ヲ採用セル為 泡沫候補

ノ如キ由山及新縣陣等ノ利権ノ爲メニ  
ノ與本職員武裝力等ノ爲メニ  
ノ如キ由山及新縣陣等ノ利権ノ爲メニ  
ノ與本職員武裝力等ノ爲メニ  
ノ如キ由山及新縣陣等ノ利権ノ爲メニ  
ノ與本職員武裝力等ノ爲メニ

内務省

ノ亂立ヲ招來シ延イテハ素質低下ノ素因ヲ爲  
シテ居ル

依而府縣單位ノ議員候補者推薦會ヲ設ケ  
當該推薦會ニ於テ二位程度ノ人員ヲ詮衡  
サセ其ノ他ノ立候補ハ一切之ヲ認メヌ  
之ニ對スル反對意見ノ重ナルモノハ  
ハ手續キガ煩瑣ニナリ結果ニ於テモ必ズシ

<p>モ期待ハ出来又</p>	<p>内務省</p>
<p>(山)地方的ニナリ國家的大人物ヲ選出スルニ</p>	
<p>困難トナル等デアル又混同開票制度、選</p>	
<p>舉公營ノ問題ニ付テハ大体意見ノ一致ヲ</p>	
<p>見ルニ至ル</p>	
<p>選挙運動ニ就テハ</p>	
<p>(川)候補者ノ運動</p>	

(固定規格 B5 列)

選挙運動ニ就テハ  
 (川)候補者ノ運動  
 見ルニ至ル  
 困難トナル等デアル又混同開票制度、選  
 舉公營ノ問題ニ付テハ大体意見ノ一致ヲ  
 (山)地方的ニナリ國家的大人物ヲ選出スルニ  
 モ期待ハ出来又  
 内務省



(四)個々面接行為ハ悪質若ハ計畫的ニ在ラサル  
 限リ許ス方針ナリ  
 罰則  
 司法省トノ關係アリ目下報告ノ程度ニ至ラス  
 愛知縣 中央ニ於テハ内務省、司法省、地方ニ在リテ  
 ハ警察部ト検事局トノ間ニ於テ司法警察官ノ從  
 屬關係ヲ繞リ何カカ面白クナイ零團氣ガアル

(國定規格 B5 判)

内務省

長官閣下  
 警察部  
 司法省  
 地方

内務省

單的ニ申セバ身分モ司法警察官ヲ司法省ノ範圍

ニ歸屬セシメネハイカントノ氣配ガ伺ハレル

千葉縣 悪質犯ニ重點ヲ置キ形式犯ハ處罰セヌト

ノ趣旨ハ結構ダガ實際悪質犯ノ檢擧ハ形式犯ヨリ

入ルガ通常テアル形式犯ヲ輕視スルトキハ延テ悪質

ノ檢擧ヲ不能ナラシムル惧ナシトシナイ又檢束留置ハ

檢事局ニ非常ニ五月蠅イ

<p>勿論不當不法ハ嚴ニ慎ムベキタガ餘リニ形式ニ墮 スルト實績ハ擧テラヌ</p>	<p>防犯課長 司法省トモ良ク話合ヲ付ケタイト思フ</p>	<p>神奈川縣 改正方針ニハ賛意ヲ認メルガ現状ニ於ケル</p>	<p>常會ヲハ將來ハイサ知ラス候補ノ推薦ニ期待スル</p>	<p>效果ハ望ミ得マイ即チ同一顔觸レガ出ルモノト思</p>	<p>17</p>
--	-------------------------------	---------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-----------

(固定規格 B5 列)

内務省

154

Handwritten text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is mostly illegible due to fading and bleed-through.

Handwritten notes in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is mostly illegible due to fading and bleed-through.

内務省

警保局長 大政翼賛會ノ強化ト共ニ兩者ガ相俟テ

良イ効果ヲ舉ゲルコトヲ期待シテ居ル

外事課長 (外事課関係)

国防保安法関係ニ就テ

本法ハ言フ迄モナク高度国防國家ノ態勢確立ヲ

目標トシタモノテ其ノ内容ハ

一 國家ノ機密保持ト武力ニ依ラサル謀略行為ノ

排除テアル 内務陸海軍司法ノ関係各省間ニ於
テ既ニ成案ヲ得ルニ至リ目下法制局ニ於テ最
後の調整ガ行ハレテ居ルガ近ク樞密院ノ諮詢
ヲ經テ緊急勅令トシテ公布セラルル豫定デア
要綱
防衛スル國家機密ノ範圍……………
尚特ニ御留意願ヒタイ點ハ本法ニハ其ノ犯
罪ノ特

(國定規格 B5 列)

内務省

國家ノ外交方針ハ大ニハ新ニ以テ精勵シテ  
 自衛ノ力ヲ増進スルニ在リ  
 本法ノ制定ハ内務陸海軍司法ノ關係各省間ニ於  
 テ既ニ成案ヲ得ルニ至リ目下法制局ニ於テ最  
 後の調整ガ行ハレテ居ルガ近ク樞密院ノ諮詢  
 ヲ經テ緊急勅令トシテ公布セラルル豫定デア  
 要綱  
 防衛スル國家機密ノ範圍……………  
 尚特ニ御留意願ヒタイ點ハ本法ニハ其ノ犯  
 罪ノ特

近世の法律思想は、一國の法律は、其の國の  
の權を以て國の本質を對する範圍……  
範圍

の權を以て國の本質を對する範圍……  
の權を以て國の本質を對する範圍……  
の權を以て國の本質を對する範圍……  
の權を以て國の本質を對する範圍……

内務省

異性ニ鑑ミ現行刑事訴訟法トハ別個ニ特別ナル

刑事手續ガ規定サレタ點デアル 即チ檢事ハ獨

自ノ立場ニ於テ強制搜查權ヲ行使シ又司法

警察官ニ命ジテ之ヲ行使セシムルコト之デアル

尚裁判手續ニ於テモ

ノ控訴ヲ許サス

又辯護人ハ司法大臣ノ豫メ定メタル者ノ内ヨリ選

(國定規格 B5 判)

15756



心算... 問題... 時... 警...

警...

警...

警...

警...

内務省

備テアル

外國ニ於テハ何レモ正式ノ拘引狀ニヨリ之ヲ行ワテ  
居ルノガ常態デアアル

警視廳刑事部長

地方長官ト検事トノ間ニ拘留期間ハ各別ニ進行  
スルヤ其レトモ兩者間ハ一累的ニ計算スルモノナリヤ  
地方長官ニ新ニ拘留權ガ出來タリタカラ最初ハ屢

(規定規格 B5 列)







(午後八時三十分開始)

岡山縣 地方支部ノ常務委員ノ數ガ多キニ過ギルト

返ツテ苦慮スル場合ガアル 實際問題トシテハ餘リ

適當デナイ者迄モ入レナケレバナラヌ場合ガアル

警保局長 縣會カラシテ詮衡推薦ハ十名以上トセラレタイ

徳島縣 詮衡條件中 嚴正公平ニシテ云々ノ一項ガ一番

粗イ所ト思フガ本縣内ハ大体ニ於テ保守的ナ所デ

(規定規條 B5 列)

(午後八時三十分開始)

岡山縣 地方支部ノ常務委員ノ數ガ多キニ過ギルト

返ツテ苦慮スル場合ガアル 實際問題トシテハ餘リ

適當デナイ者迄モ入レナケレバナラヌ場合ガアル

警保局長 縣會カラシテ詮衡推薦ハ十名以上トセラレタイ

徳島縣 詮衡條件中 嚴正公平ニシテ云々ノ一項ガ一番

粗イ所ト思フガ本縣内ハ大体ニ於テ保守的ナ所デ



警察局長 藤田大 藤田大 藤田大 藤田大 藤田大 藤田大 藤田大 藤田大 藤田大 藤田大

警察局長 藤田大 藤田大 藤田大 藤田大 藤田大 藤田大 藤田大 藤田大 藤田大 藤田大

警察局長 藤田大 藤田大 藤田大 藤田大 藤田大 藤田大 藤田大 藤田大 藤田大 藤田大

警察局長 藤田大 藤田大 藤田大 藤田大 藤田大 藤田大 藤田大 藤田大 藤田大 藤田大

警察局長 藤田大 藤田大 藤田大 藤田大 藤田大 藤田大 藤田大 藤田大 藤田大 藤田大

警察局長 藤田大 藤田大 藤田大 藤田大 藤田大 藤田大 藤田大 藤田大 藤田大 藤田大

内務省

タイ

奈良縣 離黨シタト云ワテモ單ナル形式ニテ事實ハ

黨ト行動ヲ共ニスルガ如キ者ノ取扱ハ如何ニスベキヤ

警保局長 具体的事情ニ應ジテ決定スルノ外ナシ

高知縣 民政黨ハ解消シタト云フテモ俱樂部ノ如キモノ

ヲ新ニ結成シテ實體ハ從前ト大差ガナイ 如何ニスベキヤ

警保局長 一應政治結社トシテハ解消シタノテアル形式

(國定規格 B5 列)

警保局長 目下ノ處未ダ不明ナリ  
石川縣 詮衡標準ヲ餘リ嚴格ニ解スルト人選ハ可成  
困難トナル  
本部ノ構成ノ如ク職能代表的ナ意味ニ於ケル詮衡  
的ニハ問題ナイト思フ

内務省

本部ノ構成ノ如ク職能代表的ナ意味ニ於ケル詮衡

困難トナル

石川縣 詮衡標準ヲ餘リ嚴格ニ解スルト人選ハ可成

警保局長 目下ノ處未ダ不明ナリ

ナリヤ

徳島縣 地方支部ハ執行機關ナリヤ其ノ共協力機關

的ニハ問題ナイト思フ

本邦の海外に於ける諸國人民の権利を保護し、並に其の利益を促進せんことを旨とし、

内務省

河川線 金澤線 宇都宮線 上野線 横濱線 東京線 山手線 有馬線 大宮線 武蔵野線 中央線 東横線 京浜東北線 京浜東北線 京浜東北線 京浜東北線

警備局長 差控人テ欲シイ

ナリヤ

警備局長 差控人テ欲シイ

内務省

内務省

毛差支ナイテハナイカ

仲繩縣 代議士ノ後援團體ハ政治團體トシテ取扱フベキ

ヤ

係安課長 政治團體ト見ルガ可ナラン

大阪府 官吏、現役軍人ハ委員詮衡ノ範圍ニ入レテ可

ナリヤ

警備局長 差控人テ欲シイ

議院の決議は、憲法に基き、

ナール

大政翼賛會の決議は、憲法に基き、

無効とする。又、議院の決議は、

中絶線 大政翼賛會の決議は、

議院の決議は、

内務省

奈良縣 人選ハ非常ニムツカシイ可成テリケトナケル

係モアルカラ知事ノ意向ハ最大限ニ入レテ欲シイ

岡山縣 形式ハ然ラザルモ實質的ニハ政治結社ト同一

ノ様相ヲ持ツモノガアル如何ニ取扱フベキヤ

警保局長 實際ニ政治行動ヲスレバ政治結社トシテ取

扱ワセ差支ナイト思フ

石川縣 大政翼賛會ノ發足ニヨリ中央議會ハ大ナル轉

二三條 大分縣議會、或ハシニシテ大分縣議會、大分縣  
外ニシテ大分縣議會、或ハシニシテ大分縣議會、大分縣

警察局長 警察局長、或ハシニシテ警察局長、或ハシニシテ警察局長

警察局長 警察局長、或ハシニシテ警察局長、或ハシニシテ警察局長

警察局長 警察局長、或ハシニシテ警察局長、或ハシニシテ警察局長

警察局長 警察局長、或ハシニシテ警察局長、或ハシニシテ警察局長

警察局長 警察局長、或ハシニシテ警察局長、或ハシニシテ警察局長

内務省

換ラナスモノト思フガ地方議會ハ如何ニ取扱フガ適當

ナリヤ

保安課長 中央議會ニ倣フベキモノト思フガ今ノ處判

然レタ運事ハ致シ兼ネル

大分縣 常務委員ハ名譽職ヲ無報酬ト云フガ恒産

ナキモノハ困ル事トナル

警保局長 支部費用ニ付テハ本部ニ於テ半分位ハ考慮

(規定規格 115 列)

山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣

山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣

山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣

山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣

山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣

山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣

山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣

内務省

山口縣

山口縣

山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣

山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣

山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣

山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣

山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣 山口縣

(固定規格 B5 判)



其ノ旨ニ照シテ各地方ノ行政ノ改良ニ資スルニ努メテ  
警務局長 岡部 一 警務局長 岡部 一 警務局長 岡部 一

行政ノ改良ニ資スルニ努メテ

岡部 一 警務局長 岡部 一 警務局長 岡部 一

行政ノ改良ニ資スルニ努メテ

岡部 一 警務局長 岡部 一 警務局長 岡部 一

行政ノ改良ニ資スルニ努メテ

内務省

遂ニ適宜体制ヲ整ヘル事モ必要ト思フ

福岡縣 十月末日迄ニ市町村常會ヲ結成シ終ル様目

下着々實施中ナルモ計畫局ヨリ別ニ指示ガ在ルトノ

事可及的速ニ訓令サルル様配慮セラレタイ

保安課長 町内常會ノメンバーニ巡查ガ入レ市常會ノメ

ンバーニ署長ヲ入レル事ノ可否如何

富山縣 可

(固定規格 B5 列)

山口縣

山口縣 山口縣 山口縣

山口縣 山口縣 山口縣

山口縣 山口縣 山口縣

山口縣 山口縣 山口縣

山口縣 山口縣 山口縣

山口縣 山口縣 山口縣

内務省

山口縣 警察官ノ正式メンバーに入レル事ハ相當考慮

ノ要ガアル

警務署長等ハ、イキスパートトシテ入レルガ適當ナラ

シモ警察官ハ職務ト立場ガ全然違フ

長州縣、徳島縣 参興、顧問等ノ形式ニシテハ如何

徳島縣、常會ガ最初警察ヲ可成放逐シタ傾向

ガ在リタ、夫レハ自由奔放ナ論議ガ出来ナイ為デア

(固定規格 B5 判)





思

政の其體の關する、公衆の利益に關する

の、同様の入る、其の利益に關する、其の利益に關する

警保局長 地方議會の改正關係に付テハ目下地方局

ヲ銳意考究中

ニ出

警保局長 地方議會の改正關係に付テハ目下地方局

内務省

警保局長 地方議會の改正關係に付テハ目下地方局

ヲ銳意考究中

奈良縣 大選擧に制ヲ採ルヲト部族會ヲ候補者

詮衡ノ母体トシテ事ハ趣旨ニ於テ矛盾ヲハナイカ

警保局長 候補者ヲ詮衡スルノ物色スルノタカラ其

ノ懸念ハナイト思フ

外事關係

44

(固定規格 B5 列)

196

一 小樽國庫

一 釧路國庫

警備局長 依連在ノ警備ノ人ノ名目ニシテ其

警備局長ノ職務ニ關シテ其ノ職務ノ一

警備局長 大蔵省ノ警備局長ノ職務ニ關シテ其ノ職務ノ一

警備局長

警備局長 依連在ノ警備ノ人ノ名目ニシテ其ノ職務ノ一

内務省

兵庫縣 強制捜査權ノ行使ニ付テハ憲兵隊トノ関連ヲ

如何ニスルヤ

警備局長 連絡協調ヲ密ニシテ兩者ノ關係ヲ圓滑ニス

ル様配慮セラレタイ

一 經濟保安關係

滋賀縣 木炭消費縣ガ政府木炭以外ノ木炭ヲ生産縣ニ

直接買出しテ行クハ不可ナリヤ

45

(國定規格 B5 列)

國庫限共ニシテ...

新報 本所所管課ノ如ク本所ニ...

一。一。總務課長...

...

...

...

...

内務省

經濟保安課長 別段差支ナシト思フ 當方へ申出が在レ

ハ出來ル丈 幹旋スル

一。一。圖書課關係

宮崎縣 新聞紙ノ統制ニ付テ、時局ノ進展ト共ニ中央

ノ大新聞ヲモ、或ル程度規正ノ要ナキヤ 新聞紙法

ノ改正ニ付テハ如何ニ考へ居ルヤ

圖書課長 大新聞ハ一番最後ニナルト思フ 新聞紙法

(國定規格 B5 列)

